

金沢市中小企業女性がはたらく職場環境整備費補助金交付要綱

(令和6年3月22日決裁)

改正 令和8年6月25日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業の人材確保及び人材定着を図るため、女性の働きやすさの向上や仕事と子育ての両立を目的とし、女性専用施設等の整備を実施した企業に対し、金沢市中小企業女性がはたらく職場環境整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 女性専用施設 専ら従業員の使用に供するための女性用施設で、次に掲げるものをいう。

ア トイレ

イ 洗面所

ウ 更衣室

エ シャワールーム

オ 仮眠室

カ その他市長が適当であると認めるもの

(2) 子連れ出勤スペース 従業員が未就学児及び小学生の子どもを連れて出勤した際に子どもが一時的に滞在する場所をいう。

(3) 従業員 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として事業主に雇用されている者をいう。

(4) 中小企業事業主 その資本金の額若しくは出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主にあつては5千万円、卸売業を主たる事業とする事業主にあつては1億円）を超えない事業主又は常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主にあつては50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主にあつては100人）を超えない事業主をいう。

(5) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5号に規定する

小規模企業者をいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金は、女性専用施設及び子連れ出勤スペースを整備する中小企業事業主で、次の各号のいずれにも該当する者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

- (1) 本市の区域内に事業所を有している事業主であること。
- (2) 女性専用施設及び子連れ出勤スペースを新たに設置し、又は改修すること。ただし、新規事業所の開設に係る整備は対象外とする。
- (3) 雇用保険の適用事業主であること。
- (4) 従業員のうち女性の割合が4割以下であること。
- (5) 労働関係法令を遵守していること。
- (6) 暴力団（金沢市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1項に規定する暴力団をいう。）等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有しないこと。
- (7) 本市が行う啓発事業に協力すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の事業主には補助金を交付しない。

- (1) 市税を完納していない者
- (2) 当該補助金の交付の対象となる設備等の工事に関し、この要綱又は他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けた者

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる費用（以下「対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当する設備の設置又は改修工事に要する経費とする。

- (1) 女性専用施設の整備に要する費用（既存の男性用又は男女兼用の施設を男性用と女性用とに分けて整備する場合における男性用施設の整備を含む。）
- (2) 子連れ出勤スペースの整備に要する費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、中小企業事業主（小規模企業者を除く。）にあつては一の事業主につき対象経費の合計額に2分の1を、小規模企業者にあつては一の事業主につき対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（この額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、500,000円を超えないものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、市長が別に定める必要書類を添えて、市

長に申請しなければならない。

2 申請は、1年度当たり1企業につき1回限りとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年6月25日決裁)

この要綱は、令和8年6月25日以後に交付の申請のある補助金について適用し、同日前に交付の申請のあった補助金については、なお従前の例による。